給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第１００３６号

東京都世田谷区上野毛１―５―５―204

再生債務者　瀬戸脇裕喜

1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年９月８日まで

4　一般異議申述期間　平成26年９月22日から平成26年10月14日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再ロ）第４号

沖縄県島尻郡与那原町字板良敷４番地の８

再生債務者　稲嶺　盛雄

1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年９月８日まで

4　一般異議申述期間　平成26年９月22日から平成26年９月29日まで

那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（再ロ）第２号

新潟県新発田市大栄町２丁目５番10号４

再生債務者　早川　　徹

1　決定年月日時　平成26年８月12日午前11時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年９月９日まで

4　一般異議申述期間　平成26年９月24日から平成26年10月14日まで

新潟地方裁判所新発田支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第１８号

大阪市東成区中道１―２―21―102、住民票上の住所名古屋市天白区平針３―1806―401

再生債務者　芳村　哲也

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年８月４日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年９月８日まで

平成26年８月11日

大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第１号

北海道檜山郡厚沢部町字中館207番地１

再生債務者　西村智賀子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年８月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年８月11日　函館地方裁判所江差支部

平成２５年（再ロ）第９号

埼玉県狭山市大字北入曽173番地の20

再生債務者　平田　研二

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年８月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年８月12日

さいたま地方裁判所川越支部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十六年十月一日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年七月十五日

掲載貢　三十四貢（号外第一五八号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年三月三十一日

掲載貢　九十七貢（号外第七十一号）

平成二十六年八月二十日

東京都中央区日本橋一丁目二番二号親和ビル七階　（甲）株式会社ＪＡＲＡ

代表取締役　北島　宗尚

仙台市若林区六丁の目西町八番一号齋喜センタービル

（乙）株式会社スーパーライン東北

代表取締役　土門　五郎

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十六年十月一日です。

また、この合併に伴い、甲はその商号をＳＭＦＬビジネスサービス株式会社と変更します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年七月二十五日

掲載貢　五十四貢（号外第一六六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月二十三日

掲載貢　一七六貢（号外第一四三号）

平成二十六年八月二十日

東京都新宿区西新宿六丁目二番一号新宿スクエアタワー一八階

（甲）ＴＩＳソリューションリンク株式会社

代表取締役　西野　隆英

東京都新宿区西新宿六丁目二番一号新宿スクエアタワー

（乙）ＴＩＳファーストマネージ株式会社

代表取締役　與島　幸道

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十六年十月一日です。

また、この合併に伴い、甲はその商号をＳＭＦＬビジネスサービス株式会社と変更します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年七月二十五日

掲載貢　五十四貢（号外第一六六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月二十三日

掲載貢　三十三貢（号外第一三三号）

平成二十六年八月二十日

東京都港区西新橋一丁目一五番一号

（甲）エス・ピー・エル興産株式会社

代表取締役　久保田　裕

東京都千代田区一ツ橋二丁目一番一号

（乙）エスエル保険サービス株式会社

代表取締役　石井　英治

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十六年十月一日です。

また、この合併に伴い、甲はその商号を「株式会社YJK Solutions」と変更いたします。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月三十日

掲載貢　一四八貢（号外第一四六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月三十日

掲載貢　一三九貢（号外第一四六号）

平成二十六年八月二十日

東京都港区西新橋三丁目三番五号

（甲）株式会社ＹＪＫ

代表取締役　武田　敏明

東京都港区西新橋三丁目三番五号

（乙）株式会社Systems Engineering& Services

代表取締役　武田　敏明

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十六年十月一日です。

また、この合併に伴い、甲はその商号を「株式会社ＹＪＫ」と変更いたします。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年七月二十五日

掲載貢　五十四貢（号外第一六六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月二十三日

掲載貢　三十八貢（号外第一三三号）

平成二十六年八月二十日

東京都港区西新橋一丁目一五番一号

（甲）エス・ピー・エル興産株式会社

代表取締役　久保田　裕

東京都千代田区一ツ橋二丁目一番一号

（乙）エスエル保険サービス株式会社

代表取締役　石井　英治

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十六年十月一日です。

また、この合併に伴い、甲はその商号を「株式会社ＹＪＫ」と変更いたします。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月三十日

掲載貢　一四八貢（号外第一四六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月三十日

掲載貢　一三九貢（号外第一四六号）

平成二十六年八月二十日

東京都港区西新橋三丁目三番五号

（甲）郵船情報開発株式会社

代表取締役　武田　敏明

東京都港区西新橋三丁目三番五号

（乙）株式会社Systems Engineering& Services

代表取締役　武田　敏明